

社会保障の機能強化のための緊急対策 ～5つの安心プラン～（概要）

平成20年7月29日

「将来に希望を持って安心して働き、安心して子どもを産み育てられること」、「病気になっても安心して医療を受けられること」、「いくつになっても安心して働き、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせること」。これらは誰もが求める「安心」です。

国家や社会に対する信頼の源は「安心」にあります。今日、わが国の社会保障の現状に対して国民が抱く不安や不満に鑑みると、直ちにこれらの「安心」につながる国民の目線に立ったきめ細かな方策を検討し、この1～2年の間に着実に実行に移していくことが必要です。

「この国に生まれてよかった」と思える国づくりを進めるため、今求められている次の5つの課題について、緊急に講ずべき対策とこれを実施していく工程について検討を行い、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」をとりまとめました。

- ① 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会
- ② 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会
- ③ 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会
- ④ 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会
- ⑤ 厚生労働行政に対する信頼の回復

1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会

人口減少時代を迎える中で、健康現役社会を実現するため、いくつになっても安心して働ける環境整備を図るとともに、地域で希望を持ち健康で質の高い生活が送れるよう医療・介護・福祉サービスの充実を図る。

①知恵と経験豊かな高齢者が年齢に関係なく働ける環境整備、経験を活かした新規事業の立ち上げ支援等

- 企業の雇用確保の対象年齢引上げ措置の定着 — 中小企業における65歳までの雇用機会の確保等に対する支援等(21年度要求)
- 定年後の処遇体系の見直し — 希望者全員65歳以上まで継続雇用する仕組みや柔軟な勤務時間の設定に係る支援(21年度要求)
- 65歳以上の高齢者の雇用支援の拡充 — 高齢者の雇入れや試行的雇用を行う企業への支援等(21年度要求)
- 「70歳まで働ける企業」支援の拡充 — 先端的な取組により高齢者が働きやすい環境を整備する企業に対する支援(21年度要求)
- 多様な就業による生きがい対策の推進等 — シルバー人材センター事業の充実、ふれあい広場(仮称)の推進等(21年度要求)
- 意欲ある高齢者の勤労促進のための年金関連措置の検討 — 在職老齢年金見直しの検討
- 高齢者多数雇用事業所に対する減税の検討(21年度税制改正要望)

②高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための医療・介護・福祉サービスの充実や地域づくり

- 地域・家庭で療養を受けられる体制の充実 — 切れ目のない療養を支援するネットワーク構築、在宅医療の人材養成等(21年度要求)
- 認知症対策の充実 — 研究開発から医療、介護現場での連携・支援まで総合的な取組を行うプロジェクトの推進(21年度要求)
- 介護等の人材確保と雇用管理改善支援 — 潜在的有資格者等の参入支援、ハローワークの機能強化、雇用管理改善事業主に対する支援等(21年度要求)
- コミュニティでの生活支援と住環境の整備 — 孤立死防止のための全戸訪問調査、安心住空間創出プロジェクトの推進及びケア付住宅の整備促進(21年度要求)
- 高齢者の居住安定の確保 — 低所得の高齢者向け賃貸住宅の供給促進、自治体による計画策定等高齢者の居住の安定確保を内容とする法案の次期通常国会提出の検討
- あるべき地域ケアの全体的な姿の提示 — 「安心と希望の介護ビジョン」(仮称)の策定(20年中)、療養病床の円滑な転換と地域ケア体制の円滑な整備を推進するための介護療養型老人保健施設の実態調査の実施等(20年度)
- 介護報酬等の見直し — サービス提供体制の改革と介護従事者の人材確保に資する適切な介護報酬等の設定(20年度中)

③その他

- 確定拠出年金見直し — 拠出限度額引上げ、企業型での従業員のマッチング拠出導入、個人型の対象者拡大(21年度税制改正要望)
- リバースモーゲージの普及促進 — 民間金融機関の住宅改良資金を対象とするリバースモーゲージへの信用補完(21年度要求)
- 高齢者等の住み替え支援 — 高齢者等の持ち家を借り上げ、子育て世帯に転貸する仕組みの普及促進(20年度)
- 高齢者医療制度の円滑な運営のための負担の軽減等 — 与党における検討を踏まえた対応

2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会

救急医療や産科・小児科医療をはじめとした地域医療の確保、医師不足や勤務医の過重労働等に対する対応が課題となる中で、国民の医療に対する安心を確保し、将来にわたり質の高い医療サービスが受けられるよう、「安心と希望の医療確保ビジョン」で示した施策の実現に向けて取組を進める。

①救急医療の確保、産科・小児科医療の確保、地域の中核病院の機能低下への対応等の課題に対して講ずべき方策

- 救急医療の充実—救急患者の受入れの多い医療機関等の支援、夜間・休日の救急医療を担う医師の手当などへの財政的支援、ドクターヘリ配備に対する支援の拡充、管制塔機能を担う医療機関の整備・人材の養成等(21年度要求)
- 医療機関と消防機関の連携強化—患者受入コーディネーターの配置、救急搬送・受入体制の実態調査の実施と検証(21年度要求)
- 産科・小児科医療の確保—地域でお産を支えている産科医の手当などへの財政的支援、女性医師・看護師等の離職防止・復職支援、院内助産所・助産師外来開設支援、出生数の少ない地域の産科に対する支援等(21年度要求)
- 公立病院改革—不採算地区病院、産科・小児科等に関する財政措置の検討等、各自治体の「公立病院改革プラン」の策定(20年度中)

②臨床研修病院の機能強化、病院・診療所のネットワーク化等医師不足に対して講ずべき方策

- へき地に派遣される医師の手当などへの財政的支援
- 「地域完結型医療」の推進—4疾病5事業に係る地域レベルでの医療連携体制の推進等(21年度要求)
- 医師養成数の増加—過去最大程度までの増員についての具体的な方策と新しい医師養成のあり方に関する検討(20年度中目途)
- 臨床研修制度の見直しと医師派遣機能の強化—臨床研修病院の指定基準の改正(20年度中)、地域の医療機関による医師派遣実施の支援(21年度要求)

③勤務医、看護師等の役割分担の見直し等勤務医の過重労働を緩和する方策

- 勤務医の勤務状況改善—短時間正規雇用等の導入支援、メディカルクラーク普及、医師と看護師等の業務分担と連携の推進(21年度要求)
- 特に業務負担の多い勤務医等の支援—夜間・休日の救急医療を担う医師の手当などへの財政的支援(再掲)、地域でお産を支えている産科医の手当などへの財政的支援(再掲)、へき地に派遣される医師の手当などへの財政的支援(再掲)(21年度要求)

④ ①～③を実施するために必要な環境整備(診療報酬体系の見直しや医療経営の近代化等)

- 医療リスクへの対応の支援—産科医療補償制度の創設(21年1月)、医療安全調査委員会設置法案(仮称)の国会提出
- 医療のIT化—レセプトオンライン化、電子カルテ導入等、遠隔医療への支援、地域医療情報連携システムの実証事業(20年度事業)
- 地域医療確保、勤務医の負担軽減、サービス提供体制の改革を推進する観点から必要な診療報酬見直しの検討(21年度中)

⑤医療従事者と患者・家族の協働、安全対策と研究開発の推進等

- 医療従事者と患者・家族の相互理解、協働の推進—医療従事者と患者・家族の意思疎通を図る相談員の育成(21年度要求)
- 難病研究の推進—難治性疾患克服研究事業の対象疾病の拡大(21年度要求)
- 医薬品等の安全対策と研究開発の推進—安全対策の充実強化、革新的医薬品等の開発に係る研究資金充実等(21年度要求)

3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

国民の結婚・出産・子育てについての希望と現実の乖離を解消し、未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会を実現するために、保育サービス等の子どもと家族を支える社会的基盤を整備するとともに、子育て中の多様な働き方などを実現するための「仕事と生活の調和」の実現を推進する。

①保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等 (※)集中重点期間(平成20~22年度)の目標

- 1 保育サービス:顕在化している待機児童数の解消を目指し、待機児童が多い地域を中心に、認定こども園、保育所、家庭的保育など多様な保育サービスにより、3歳未満児の利用児童数の増員のための緊急整備を行い、その結果保育サービスの提供を受ける3歳未満児の割合を26% (※10年間で20%→38%)に引き上げる。
- 2 放課後児童クラブについても、サービスの提供を受ける児童の割合を32% (※10年間で19%→60%)とすることを旨とし、放課後児童クラブの緊急整備を行う。
※ これらの目標の実現のためには、一定規模の財政投入が必要 (そのために必要な負担を次世代に先送りすることのないよう、必要な財源はその時点で手当)

《1 新待機児童ゼロ作戦の推進(Ⅰ) ~認定こども園の抜本的改革》

- 「こども交付金」を創設し、国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を検討(21年度要求)
- 国・都道府県・市町村を通じた交付金の申請・執行の一本化の推進(21年度要求)
- 認定こども園の制度改革(20年度中に結論を得る)

《2 新待機児童ゼロ作戦の推進(Ⅱ) ~保育サービス等の拡充》

- 待機児童が多い地域(首都圏、近畿圏、沖縄等)を中心とした保育所の緊急整備、分園の緊急整備(21年度要求)
- 延長保育の充実(21年度要求) ○病児・病後児保育の充実(21年度要求)
- 「放課後子どもプラン」に基づく放課後児童クラブ等の設置促進(21年度要求) ○家庭的保育(保育ママ)の制度化のための児童福祉法等改正

《3 育児不安を抱える家庭等すべての家庭への支援》

- 一時預り事業等の拡充(21年度要求)
- 社会的養護体制等の拡充(21年度要求) ○障害児・発達障害者支援の充実
- 各種子育て支援事業等の制度化のための児童福祉法等改正 など

《4 兄弟姉妹のいる家庭等への支援》

- 保育料の軽減の検討 ○育児・介護休業法の見直しの検討(子の看護休暇制度の充実)
- 兄弟姉妹の同じ保育所への優先入所(20年度)、○住宅における支援(20年度) など

《5 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築》

- 税制改正の動向を踏まえ、包括的な次世代育成支援の枠組みについて検討

《6 児童生徒の社会保障に関する理解を深めるための取組》

等

②仕事と生活の調和の実現

- 「カエル・ジャパン」キャンペーンの推進(21年度要求) ○仕事と生活の調和推進アドバイザーの養成支援(21年度要求)
- 育児・介護休業法の見直しの検討(育児期の短時間勤務制度の強化等) など

4 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会

非正規労働者について、正規雇用との均衡処遇の確保、能力開発支援策の充実、日雇派遣など労働者派遣法制の見直し等の方策を講じ、非正規労働者が将来に希望を持ち、安心して働き、生活できる環境の整備を図る。

①非正規労働者の雇用の安定、社会保険の適用拡大等正規雇用と非正規雇用との均衡処遇の確保

- フリーター等正規雇用化プラン(仮称)の推進—一年長フリーター、30代後半の不安定就労者を重点にトライアル雇用制度の活用等による就職支援、若者の応募機会拡大に向けた企業の取組の促進等(21年度要求)
- パートタイム労働者や有期契約労働者の待遇の改善—パートタイム労働者の正社員化、短時間正社員制度の導入に取り組む事業主に対する支援、フルタイム有期契約労働者の正社員化及び正社員と共通の処遇制度等を導入する中小企業の支援(21年度要求)
- 住居喪失不安定就労者の就労支援—住居喪失不安定就労者(インターネットカフェ等を起居の場とし、不安定な雇用状態に置かれている者等)に対する就労・生活・住宅に係る総合的な支援(21年度要求)
- 非正規労働者に対する社会保険の適用拡大—被用者年金一元化法案(継続審議中)の早期成立を目指すとともに、その後に更に社会保険が適用される者を増やす方策について検討

②非正規労働者の能力開発支援策の充実

- ジョブカード制度の整備・充実—訓練期間中の生活保障のための給付をすることができる制度の創設、参加協力企業や訓練修了者を常用雇用する企業への支援(21年度要求)
- ニート等の自立支援の充実—地域若者サポートステーションの拡充、若者自立塾の訓練メニューの多様化等(21年度要求)
- サービス産業能力評価システムの構築、キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システムの開発等(21年度要求)

③日雇派遣など労働者派遣法制の見直し

- 労働者派遣法制の見直し—日雇派遣の規制など派遣労働者の待遇改善を図るための労働者派遣法改正案の臨時国会提出を目指し検討
- 指導監督の徹底と安定就職に向けての支援—偽装請負・違法派遣の一扫のための指導監督の徹底、ハローワークの機能強化による日雇派遣労働者等の安定就職に向けての支援、職場定着指導の実施(21年度要求)

5 厚生労働行政に対する信頼の回復

国民生活に身近な厚生労働行政について、国民の目線に立った行政を推進し、国民の理解を得、信頼を回復することが急務であることから、厚生労働行政全般を総点検し、その在り方を検討し、再構築を図る。

国民の目線に立った厚生労働行政の総点検

- 厚生労働省において、有識者・大臣等からなる厚生労働行政在り方懇談会(仮称)を立ち上げ、主な点検の方向性について整理し、改善策などについて議論
- 懇談会の議論は逐次、業務改善など具体的な動きに反映させ、一刻も早い信頼回復への具体化につなげる

※検討のイメージについて

厚生労働行政は、国民全てに関わる行政分野として、その関心も高く、それだけに期待・批判も大きい

- ・出生前から死亡後に至るまで、全ての国民の生涯にわたって関わりを持つ行政であること
- ・雇用・社会保険など、全ての国民の生活、生命、健康、生き甲斐に関わりを持つ行政であること
- ・急速な少子化、高齢化という社会保障を巡る厳しい環境の中、保障に必要な財源を確保しつつ、国民のニーズに的確に対応していくことが求められていること

以上を踏まえ、

- ・国民ニーズの把握・双方向性の確保、政策立案力の向上、国民への説明責任(行政の適正化)
- ・組織統治・管理の仕組み、情報管理体制、業務改善・効率化など(行政の正確性・効率性)
- ・問題解決型組織への転換など(行政の危機管理能力)

など、さまざまな角度・視点から議論いただき、逐次具体化